

## 宗教上の信念と裁判員制度

— 辞退事由の制定と適用について —

関 義 央

### 一、はじめに

一九九九年七月、小渕内閣（当時）のもとで現状の司法制度の問題点と今後の司法制度の在り方を審議するた  
め「司法制度改革審議会」が設置された。それから約二年が経過した二〇〇一年六月、同審議会は小泉内閣総理  
大臣（当時）に意見書を提出した。意見書では、司法制度改革の三本柱の一つに「国民的基盤の確立（国民の司  
法参加）<sup>(1)</sup>」を掲げ、その具体策として裁判員制度の導入を提言した。

意見書に基づき内閣は国会に法案を提出。二〇〇四年五月二一日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」<sup>(2)</sup>（以  
下「裁判員法」という）が国会で成立した。裁判員法は二〇〇九年五月二一日より施行され、一連の司法制度  
改革の「目玉」<sup>(3)</sup>である裁判員制度はスタートした。

このように陪審法<sup>(3)</sup>の施行停止以来約七〇年ぶりに国民が直接裁判の審理に参加する新制度は、できるだけ多く

の国民が参加することが望ましい」とされ、裁判員法は二〇歳以上の有権者の中から（裁判員法一三条）、裁判所より呼び出しを受けた裁判員候補者に出頭義務を負わせ（裁判員法二九条一項）、出頭義務に反し、正当な理由なく出頭しないときは過料に処せられる（裁判員法一一二条一号）など、裁判員になることを国民の義務とする。裁判員就任を強制するこの制度自体の合憲性―特に憲法一八条で保障する人身の自由を国民の義務とす―は施行前から議論となっていたが、現状では裁判員選任のための裁判員候補者の呼び出しに反し、裁判所へ出頭する国民は予想以上に多いようである。<sup>(7)</sup>

一方で、参加する個々の国民の負担をできるだけ軽減する必要も指摘されていること<sup>(8)</sup>から、裁判員法では様々な事由による辞退を認めている（裁判員法一六条）。

この点に関連し、現在宗教界を中心に、宗教者やその信者などが「公権力の行使に携わらない」、「人が人を裁くことは許されない」、または、「死刑制度を認めないので死刑判決を出す過程に携わることになる裁判員裁判への参加はできない」などといった見解の根底にある宗教上の信念（憲法上の権利としての信教の自由（憲法二〇条））を理由に裁判員への選任を辞退すべきであるという主張がなされ、実際にある教団では、所属する聖職者の裁判員選任の辞退を勧めるといふ公式見解をまとめ、最高裁判所に提出している。<sup>(9)</sup> 真言宗智山派においても、裁判員制度にどのように対処していくかについて岡部内局より智山伝法院に諮問があり、二〇〇九年三月に答申が出されたのが記憶に新しい。<sup>(10)</sup> 一般の信者も含め、これは裁判員制度の重要な問題であろう。

本稿はこの問題について、制度設計段階の議論状況について検討した上で、法解釈上の議論をみていくものである。

## 二、問題の所在

### 1 裁判員法における辞退事由

ここで本論に入る前に、宗教上の信念を理由に裁判員への選任を辞退することについての法解釈学上の問題点を確認してみよう。

すでに述べた通り、裁判員を務めることは国民の義務とされてはいるものの、裁判員候補者の中で制度の趣旨に照らして裁判員になることが相当でない者については裁判員から除かれるという制度になっている。すなわち、裁判員法では、裁判員としての職務を遂行するのに必要な能力を有しない者を除くための欠格事由（裁判員法一四条）や一定の職業に就いているために裁判員から除かれる就職禁止事由（裁判員法一五条）、裁判の公平を害するおそれがあるものを除くための不適格事由（裁判員法一七、一八条）が詳細に規定されている。なお、これらの事由の中に信仰の内容に係わりなく宗教者や信仰を有する者を除く規定はない。

また、国民に過大な負担を強いることを防ぐため、裁判員選任手続を行う期日から裁判員の職務が終了すると見込まれる日までの間（裁判員法二七条一項本文。以下「職務従事予定期間」という）において、辞退事由に該当する者は辞退の申立てをすることができるとし（裁判員法一六条）、裁判所が辞退事由に該当すると認めた場合には裁判員から除かれる<sup>(1)</sup>（裁判員法三四条七項など）。ここでも宗教者であることそれ自体や内容に係わりなく信仰を有する者というだけでは辞退の申立てを認めていない。

では、仮に宗教家や特定の宗教の信者が刑事裁判に裁判員として参加することが宗教上の信念と相容れないとして裁判員への就任を辞退した場合、法的にはどうなるのであろうか。

現行の裁判員法では宗教上の信念を理由に裁判員への就任を辞退することは明文上認められていない。そうするとこのような場合において裁判員就任の辞退を一切許さないようにもみえる。

## 2 辞退事由の委任

もつとも、裁判員法はどのような場合を辞退事由とするかについて法律上の規定に限定せず、辞退事由となるやむを得ない事由の規定を政令に委任している（裁判員法一六条八号）。それにより制定された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第一六条第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令（以下「本政令」という）」<sup>12</sup>は、裁判員法と同じく宗教上の信念を理由とした辞退を明文上は認めていないものの、「裁判員の職務を行い、又は裁判員候補者として（裁判員―筆者注）法第二七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することにより、自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由がある（波線筆者）」場合を辞退事由に含んでいる（本政令六号）。ここでも宗教上の信念を理由に裁判員への就任を辞退することは明文上認められていない。しかし、この規定の制定には、後に述べる通り国家権力機構の一部である裁判所が裁判員への就任や信条などに反する判決への関与を強制することは、日本国憲法上の権利である思想・良心の自由（憲法一九条）や宗教の自由（憲法二〇条）を侵害しないかという問題に関する議論が関係していると考えられている。そこで、宗教上の信念に反して裁判員への就任を強制することにより本政令で定めた「精神上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由がある」といえるのが争点になる。これが法解釈上の問題点である。

### 三、辞退事由の制定過程

次に、解釈論を展開する上で参考となる裁判員法成立以前から辞退事由規定の制定までの議論の経過をみてみる。

#### 1 司法制度改革審議会意見書

裁判員制度導入を提言した「司法制度改革審議会意見書」は、裁判員の選任方法について、「原則として国民すべてが等しく、司法に参加する機会を与えられ、かつその責任を負うべきである」として、「原則として国民から公平に選任するよう、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とすべきとする一方、「裁判員として事件を担当するにふさわしい者を選任するため、公平な裁判所による公正な裁判を確保できるような適切な仕組み（欠格・除斥事由や忌避制度等）を設けるべきである」とした。<sup>13)</sup>

また、裁判員の義務に関して、裁判員選任の実効性を確保するため、裁判員候補者に出頭義務を課すことを明言する一方、「ただし、健康上の理由などやむを得ないと認められる事情により出頭できない場合」などに出頭義務を免除すべきだとも述べている。<sup>14)</sup>

ここからわかることは、同意見書を見る限り裁判員候補者からの信仰上の理由による就任拒否がありうることを想定していたかとはともかく、制度設計の点からみれば出頭義務を課すことよって生じる具体的かつ細部の問題についてはこの後の法案作成段階での検討に委ねた格好になっていたことである。これは審議会という性格からみてやむを得ないところであろう。そして、辞退事由を含む具体的な制度設計は後述の裁判員制度・刑事検議会でなされることになる。

ところで、同意見書は公平な裁判所による公正な裁判の確保のために、忌避のような裁判所または当事者のイ

ニシアタイプによる裁判員候補者の排除を認めている。これにより例えば死刑判決も想定される刑事裁判において、宗教上の信念に基づいて死刑制度に反対している裁判員候補者がいる場合に、公正な裁判が受けられないおそれがあるとしてその候補者を排除することが候補者の意思とは関係なしに可能になる。この制度はその後、前述した不適格事由と名を変え裁判員法に規定されている。

## 2 裁判員制度・刑事検討会

以上のような意見書を受け、内閣はまず、司法制度改革推進法を国会で成立させ、二〇〇一年一二月には司法制度改革推進に要する法律案の立案のため「司法制度改革推進本部（以下「推進本部」という）」を設置した。そして、裁判員制度に関し議論・検討をするため同本部内に「裁判員制度・刑事検討会（以下「検討会」という）」を設けた。もちろん検討会内では裁判員の選任方法も議題になった。<sup>(15)</sup>そして、宗教上の信念ないし信教の自由と辞退の問題はここでの議論から出始めている。以下、議事録から議論の様子をみていこう。

### (1) 辞退事由規定の提案

検討会で初めて辞退事由の問題が提起されたのは第五回（二〇〇二年七月一日）であった。<sup>(17)</sup> 検討会のある委員が提出した意見書から年齢について一定の上限を付けるべきかどうか議論をすべきであるとの提案がされ、高齢者や身体障害者について、高齢や身体障害を事由にして、候補者リストから外すべきではないが、「各自の事情によって迅速で集中的な裁判に対応できない等の理由」により自ら辞退することができるという制度づくりの意見が出された。

その後、研究会座長である井上正仁東京大学教授より、「少し概念を整理させていただくと、選任の段階としては四ないし五つある。まず一般的に大きく分けると二段階あって、個々の事件と関わりなく、一律に資格ない

し適格がない、あるいは辞退を認めるべき事由があるので除外するというのが一つの段階だと思っております。検察審査会の場合ですと、欠格と辞退のほかにもう一つ、『就職禁止者』というのがある、これは公職に就いていような人はなれないというものですが、これも欠格の一種だとすれば、欠格と辞退という二つがあつて、これは一般的・一律に適用されるものです。」と具体例として検察審査会の辞退事由（検察審査会法八条）を用いて選任の段階について辞退による除外が制度としてあり得ることが説明された。

すると、「私は、これは前にも申し上げたことですからけれども、例えば、検察審査会法に書かれている欠格事由、就職禁止、除斥、辞職（辞退のこと―筆者注）、いろいろなものが出てきていますけれども、やはりこれは基本だと思つてます。これは、旧陪審法でもほぼ似たようなものがありましたし、ドイツの陪審、参審でも同じようなことが規定されているんです。そういうところを見ると、むしろこれを基本にして、これに何を付け加えるか、あるいはこれから何を削っていくかという作業の方がいいのではないかと気がします。」といった意見など複数の委員から辞退事由制定への賛意が示された。

ただ、その一方で、「基本的には、先ほどの座長の整理でいきますと、欠格事由を適切に定める必要があると思つると、辞退を認めるかどうかという点については、私は、むしろほとんど（国民に裁判員として―筆者注）参加していただきたいと思つてます。ただし、実現可能性というのをきちんと見ていかないと、制度設計して動かないのではダメなので、（略）そういう意味では、辞退というものを余り簡単に認めるような制度設計はすべきではない。今、〇〇委員は、国民が裁判員となるのが権利であるかのような発言をされたんですが、私は、これは義務だと思つてます。義務化して、裁判員となるべき義務として制度設計していくべき筋合いのものであらうと思つてます。」という意見や「真にやむを得ない場合は、合理的理由に基づく辞退を認めざるを得ない



ということも出てくるだろうと思います。しかし、その事由は、本当にやむにやまれぬ場合にしておかないと、先ほどどなたかがおっしゃったように、みんな何か口実を作って辞めるというようなことになってしまっておそれがあるかと思えます。座長が挙げられた例のように、個人営業で一日たりと休むわけにはゆかず、どうにもならないというように、様々な要素・事情があり得るので、その点は考慮した上で、最後の手段から、中間的なものから、広い範囲でできる限り国民としての義務を果たせる体制をつくらなければいけない。」というような、辞退を安易に認める制度とならないよう制度設計すべきとの注文もついている。

## (2) 宗教的信念と裁判員制度

つづいて、第六回検討会<sup>(18)</sup>(二〇〇二年九月三日)では、「裁判員制度に関する当面の憲法上の論点(補充)」という資料が配布された。その中には、「2 司法参加を求められる国民の基本的人権について」という項目があり、「国民に裁判員(司法権の行使という公務に従事するもの)として裁判に参加することを義務付けることと当該国民の基本的人権(憲法第一八条から第二二条まで、第二九条等)の保障との関係」。「例えば、(2) 裁判員としての職務を行う際に個人的な信条や宗教的信念に反する判断を強制するおそれはないか(憲法第一九条、第二〇条)」という問題点が提起された。

この資料が作成された経緯について、推進本部事務局は既に述べた司法制度改革審議会意見書に基づいた場合、「この制度の下では、資料に記載しましたように、『国民に対し、司法権の行使という公務に従事するものとして、裁判に参加することを義務付ける』こととなるため、こうした義務を国民に負わせることと、当該国民の基本的人権の保障との関係が問題となると思われます。(略) 資料においては、議論に際して具体的にどのようなことが問題となり得るかを考える際の御参考として、『(2) 裁判員としての職務を行う際に、個人的な信条や宗教的



信念に反する判断を強制するおそれはないか』という例を挙げております。もちろん、問題となり得るのは、ここに例示した場合に限定されるものではないと思われませんが、具体的な制度を設計していく上では、裁判員となる国民の権利が制約されることとなるのか、さらに、仮に制約される可能性がある場合には、それが憲法上許容される制約なのかという観点からの検討が不可欠であろうと思われまますので、資料において論点として掲げたものです。」と説明している。

ここで注意しなければならないのは、一つ目として、具体例の提示が意図的であつたかとはかく、上記(2)の例では「国民が裁判員に就任すれば宗教的の信念に反する判断を強制させられるおそれがあるからそれを理由に裁判員選定段階において辞退してよいか」とは問題設定がされていないことである。もつとも、この点については、前述のように一つの例にすぎないという事務局の説明もある上に、裁判員法一六条八号と本政令六号によれば、このような例では辞退を申請できると考えられ、今日ではあまり問題とは言えない。むしろ、二つ目の注意点であるこの段階から推進本部が宗教上の信念と裁判員制度の問題点を把握していたことのほうが重要である。この争点が立法段階の佳境で「突如出てきた」との指摘もあるが、それは誤りであろう。井上座長の「皆さん余り立ち入って議論されていないところ」との発言の通り、当時はまだそれほど議論が深まっていなかったとはいえ、立法当局が宗教上の信念を理由とする辞退を比較的早くから想定し、危惧していたことは想像に難くない。さて、この問題につき、ある委員は、「どんな場合も、辞退を絶対認めないと、あるいは辞退した場合にとんでもない重罰を科するというふうにするれば、これはやはり憲法に違反すると思うんです。ですから、合理的な範囲内で辞退をする道を残しておけば、(略)何とかクリアできるのではないかというふうに思うんですが。」と述べ、このような場合を含め合理的な範囲内で辞退事由として制度化すべきとする。

また、別の委員は合理的な範囲内での辞退を緩やかに認める制度設計を主張した上で、「例えば、心情として死刑に反対の人が来た場合に、死刑が最高刑としてあり得る事件の裁判員になることは、例えば、その人が宗教的な理由で死刑に反対だという信念を持っているとしたら、これは非常に微妙な問題になりますね。だから、そこを刑罰などを科すような形で引つ張り出すというのは、私はまずかろうと思っんですね。それだと憲法違反の主張が出てきてもおかしくないんだと思っんですけれども。ただ、現実問題としては、そういうような意見を言う人が実際いるとしたら、それは選任の過程のところ、現実的にははじかれてくるような制度設計ができるのではないかと思っんです。(略) そういうような制度の設計のところ、問題をクリアできるような仕組みも可能なのではないかなというふうに思っんです。そういう工夫をすべきだろうと思っます。」と、選任後ではなく、選任過程での辞退を認めるべきだと提案している。

また、井上座長の「自分では合理的な理由があると思っただけでも、そうは認めてもらえないという場合、それはやむを得ないということでしょうか。」という質問に対し、ある委員は「制度としてはそうですね。あとは個別の案件でそれぞれ別途、高裁その他で争う以外にない」と答えている。

### (3) 宗教上の信念の包含

裁判員制度の制度設計に関する大きな方向性の議論を終えると、第二三回検討会(二〇〇三年三月一日)において、推進本部事務局から「裁判員制度について(以下「たたき台」という)と題したこれまでの議論をもとにした今後の議論のたたき台としての具体案が提示された。

そこでは辞退事由も提案され、「裁判員となることを辞めることができるものとする。」とされていた。もっとも、本稿で問題となっている現行の裁判員法一六条八号に対応する規定は「キ 疾病その他やむを得な

い事由により、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認めた者」とされ、抽象的・包括的になつていた。ただし、『裁判員制度について』の説明<sup>(22)</sup>と題した添付資料によれば、『やむを得ない事由』により裁判員としての職務を行うことが困難であると裁判官が認めた場合を辞退事由としている。「やむを得ない事由」の例としては、検察審査会法を参考に、「疾病」を挙げているが、ほかには、例えば、養育すべ幼児や看護すべき親族がいて、他に保育、看護する者がいないため、本人が裁判員となるとその保育、看護に著しい支障が生じる場合や、裁判員となると、本人又はその雇用主などの第三者の業務に著しい支障が生じたり、重大な経済的損失が生じるといった場合が考えられると思われる。それらを含め、どのような支障が、どの程度生じる場合に辞退を認めることとするのが適当かについて議論いただければと考えている。」としており、その後裁判員法や本政令で明文化された辞退事由も「やむを得ない事由」として辞退を認めようとしていたことがうかがえる。

さて、たたき台の辞退事由に関する議論は第一五回検討会<sup>(23)</sup>(二〇〇三年四月八日)で行われた。

前述の辞退事由については、池田修委員(東京地方裁判所判事(当時))から「キは、裁判官が困難であると認めた場合ということになっていきますので、裁量的な部分加わっているわけですが、(略)このキは、今回の裁判員制度を導入する目的からすると、かなり厳格に、制限的に、よほどの事情がないと辞退できないというようなことで運用せざるを得ないと思うのですが、キのような規定ぶりだけだと、何か裁判官の裁量に任されてしまっているの、バラツキが起こらないかという心配もないわけではありません。もう少し、例えば、キについて例示的なものを掲げて、その他、それに類するようなものということではないかと思えます。(略)何か類型分けをした上で、辞退できる事由を、ある程度厳しくしているのだということが分かるような規定ぶりにはできないだろうかと思っています。」という発言があった。これに四宮啓委員(弁護士)、酒巻匡委員(上智大

学教授（当時）、大出良知委員（九州大学教授（当時））らが賛成した。

その一方で、高井康行委員（弁護士）からは「このキについては、書きぶりではなくて、その内容、つまり、やむを得ない事情をどう考えるか」ということは、裁判員制度が果たして有効に動くのかどうかということとつて、非常に、ある意味では死活的な要素だと思ふのです。と同時に、国民の方々も最も関心のある事柄の一つであらうと思ふのです。先ほど池田委員の方から、ここは限定的にやるべきで、原則的に受けてもらわなければ困るのだというお考えが示されましたが、確かにそういう考え方もあるとは思ふのですけれども、その場合、あまりに国民の負担が重くなりすぎないかという感じがします。」という意見が出された。

この段階から辞退事由をより明確に類型化して規定し、なるべく辞退できる場合を制限すべきとの意見が強くなつていった。ところで、すでに検討会の議論の俎上に上つていた宗教上の信念を理由とする辞退に関しては、たたき台に一切明記されず、宗教上の信念を理由とする辞退を明文化するかについてこの段階から全く議論されなくなつていった。この点からこのような辞退を認めない方向に傾いたとも言えなくもないが、第六回検討会の議論の内容をみる限りやむを得ない事由の一つとして想定されていたと考えてもよいのではないだろうか。

#### （4）宗教上の信念への無関心

次に、辞退事由についての議論が行われたのは第二四回検討会（二〇〇三年九月一日）であった。井上座長は冒頭で「議論すべきと思われる論点について、言わばおさらいの議論を行う」と述べ、議論を進めた。

しかし、「おさらいの議論」だけに各委員とも第一五回の議論の中心であった前述キの要件の明確化の問題に終始している。この段階で宗教上の信念による辞退の問題は特に話し合われなかった。

裁判員制度への議論が全体的に終盤にさしかかった第二八回検討会（二〇〇三年一〇月二八日）では、井上座

長より「考えられる裁判員制度の概要について」<sup>(25)</sup>というペーパーが公表された。このペーパーの冒頭には、「これまでの本検討会での議論及びその素材となった『たたき台』を踏まえ、座長の立場から、現段階において考えられる制度の概要の一例を取りまとめたものであり、本検討会をはじめ各方面において議論をさらに深めていただくための素材を提供するという趣旨でお示しするものである。」と記されている。

辞退事由については、たたき台と同内容で、これまでの議論の中心であった辞退事由のより細かい類型化・明確化はなされていない。また、「考えられる裁判員制度の概要について」の説明」という添付資料には、辞退事由についての説明が一切なされていなかった。そのためであろうか。辞退事由に関するこの段階での議論は一切なされなかった。<sup>(26)</sup>

#### (5) 変化の兆し

第三一回検討会（二〇〇四年一月二九日）では、推進本部事務局より法案の前段階として「裁判員制度の概要について（骨格案）」<sup>(27)</sup>が示された。

ここで辞退事由に関する前述のたたき台キの要件が大きく変化する。「キ 以下の事由その他のやむを得ない事由があり、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認めた者」が辞退できるとし、その典型的事由として、①重い疾病又は傷害により、裁判所に出頭することが困難であること。②介護又は養育が行われなければ日常生活に支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。③裁判員として職務を行うことによりその従事する事業に著しい損害が生じるおそれがあることが明記された。これはこれまでの検討会でも委員から主張されていた「辞退できる場合をより明確にする」という趣旨である。<sup>(28)</sup>

この回の議論<sup>(29)</sup>では、土屋美明委員（共同通信社論説委員）から、「キのところ、その他のやむを得ない事由

というのが書いてあるんですね。三つ挙がっている理由が辞退理由であるというのは分かるんですが、その他のやむを得ない事由というのは、大体どういう場合を想定されるのかという、なかなか説明が難しいところだと思いますが、事務局としては、どういうことを想定されていますか。」との質問がなされた。

これに対し、推進本部事務局の辻裕教参事官は、「恐らく、いろんな場合がありまして、考えられる場合をすべて網羅して、法律で書き出していくというのは難しいので、最終的には、表現の問題は別として、いわゆるパスケット・クローズ的なものを設ける必要があると思っております。ただ、この骨格案で三つの場合を書きましたが、これに限られるという趣旨ではもちろんありませんので、例示でございます。そのほかに、ではどういうものが考えられるかを申し上げますと、例えば、極めて近い近親者、例えば自分の父又は母の葬儀が審理予定期間である明日なり明後日なりに予定されていると、そういうことであれば、これはさすがに父母の葬儀を差し置いて裁判員としてやっていただきたいというわけにはいかないであります。もちろん、子どもの葬儀でもそうでありますし、あるいは自分の結婚式、それに引き続き新婚旅行が来週予定されておつて、すべて予約万端整っておるといふ場合に、そこを全体キャンセルして裁判所に来てくださいということにはならないであります。そういう社会生活上、仕事とは違つても重要な用務があるという場合は、やはり辞退が認められるべきではなからうかと思っております。ただ、そこは、それ以外にももちろん、いろんな要因も考えられると思っておりますが、例えばそんなことが、ここの例示した三つ以外にはあり得るんじゃないかと思っております。」と答弁した。

宗教上の信念と辞退事由に関する議論はここでも行われていない。

この回をもって検討会での議論は終了し、骨格案をもとにした裁判員法案が国会に提出されるはずであった。

しかし、辞退事由の問題はこの後再び大きく動くことになる。

### 3 国会での審議

推進本部は骨格案を踏まえて法案の作成作業を進め、二〇〇四年三月二日、裁判員法案を国会に提出した。

辞退事由は一六条に規定され、「次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。」とされた。

しかし、前述した骨格案キの箇所は再び変化を見せた。法案一六条七号におかれたその案では、「次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由（波線筆者）」があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者が辞退申立てできるとされ、「次に掲げる事由」には、骨格案で示された三つの典型的事由のほかに、「ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であつて他の期日に行うことができないものがあること」という文言が追加された。

すでにみた通り、父母の葬式への出席を辞退事由とする点に関しては検討会の最後にも取り上げられていたが、政令で辞退事由を定めるということは検討会では全く議論されていなかった。この突然の変更の経緯ははっきりしないが、当時の政権与党である自由民主党の総務会の議論を反映して思想・信条を理由とする辞退を政令で認めるためであると報じられたこと<sup>30</sup>もある。

確かに、衆参両院の法務委員会での質疑において自民・公明両党の委員からこの点に関する質問がされている<sup>31</sup>ほか、担当閣僚であり、自民党参議院議員でもあった野沢太三法務大臣（当時）も、衆議院本会議（二〇〇四年三月一六日）における答弁で、「政令の具体的内容については今後検討していくこととしておりますが、思想、良心の自由等の憲法上の権利を侵すこととなるような義務づけを行うことは許されないので、そのような場合に



は辞退することができ、これを政令において何らかの形で明らかにすることとしたい（波線筆者）と考えております。」と述べており、この問題について活発な議論があったとは言い難い検討会段階の状況とは大きく様変わりしている。そのことから政権与党内の意向が働いていることがうかがえる。そこで、立法当局としては更に時間をかけて検討するため、法案に委任規定を設け、裁判員制度の開始までに政令で定める解決方法を取りあえず選択したと思われる。

結局、国会での審議を経て、裁判員法は二〇〇四年四月二三日衆議院で可決に至り、同年五月二一日、参議院においても可決・成立した。前記法案一六条七号は同条八号に繰り下げられたものの、原案通り法制化された。なお、参議院法務委員会は、「裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる事由を政令で定める場合には、幅広い国民の良識を裁判に反映するという制度の趣旨及び国民の負担を過重なものとしないうる要請に十分な配慮をすること」<sup>(32)</sup>を求める附帯決議（二〇〇四年五月二〇日付け）をしている。

#### 4 本政令の制定

その後、法務省は本政令の内容の検討のため二〇〇六年一〇月から一二月にかけて意見募集をするなど国民の意見も踏まえて政令案を作成・公表し、二〇〇七年一〇月から一一月まで行政手続法に基づいてパブリックコメント手続（意見募集手続）を実施した。その上で政令案を確定し、二〇〇八年一月一日に閣議決定された。すでに述べた本政令六号の文言は、政令案の段階から同内容である。

#### 四、宗教上の信念と辞退事由の該当性

##### 1 諸見解

さて、前述した通り、本政令六号は上記政令案として公開された段階から同一の文言であり、国会での審議経過やほかに適用できる規定がないことから、宗教上の信念といった理由で辞退をする場合は本政令六号の適用の可否が問題になると思われる。

では、精神上的の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当な理由に該当するとして、宗教上の信念を理由に辞退することはできるのか。また、できるとしてどのような場合に辞退は認められるのか。

この点については、憲法上の思想・良心の自由（憲法一九条）や宗教の自由は、個人の内面的精神的作用を保障の対象とするが、裁判員の義務は内心とは関わらない外部的行為を行う義務にとどまるとし、「裁判員制度や裁判制度、刑罰について一定の考え方を持っている者に裁判員としての職務を行う義務を課すとしても、直ちに、憲法上の思想・良心の自由に抵触するとはいえない」という理解の上で、「思想・良心又は信教上の理由から裁判員としての職務を行うことが本人の精神上重大な不利益を与える場合も、辞退が認められ得る」とされ、辞退を認めるべき場合とは、「裁判員としての職務を行うという外形的行為が、ある者の思想・良心等から生じる心情との間で精神的な矛盾や葛藤を生じさせ、その結果として、その者が裁判員としての職務を行うことが困難となるような精神上的の重大な不利益が生じるとき」であると解されている。<sup>(33)</sup> 具体的には、「特定の事件について裁判員としての職務を行うことそれ自体が自らの思想・良心又は信教と対立矛盾し、自らの思想・良心又は信教を保持することと、裁判員としての職務を行うこととが、二者択一の関係に立ち、そのいずれかを選ぶとすると、その者に精神上的の重大な不利益が生じ、裁判員としての職務を行うことそれ自体が困難であると認められる場合には、辞退が認められる」という。また、本政令は裁判員法十六条八号に列挙された場合と同程度にやむを得ないといえる場合を辞退事由として規定したもので、辞退を認める範囲を拡大するものではないから、ごく例外的

な場合のみに辞退でき、「単に裁判員をやりたくないと思つているに過ぎないような場合にまで辞退を認めることがないようにすべきは当然である」という見解もあり<sup>(34)</sup>、本政令制定後の議論の主流はあまり多くの辞退者を認めようとしなない。これは辞退事由を明確化するかわりに典型例以外の事案で辞退を認めようとしなかつた検討会の多数意見と一致する。法務省も同様の見解を採るようであり、結論として、宗教上の信念は辞退事由に必ず該当するとはいえないが、該当し得るともいえ、それぞれの裁判所がケースバイケースで可否を判断することになるようである。<sup>(35)</sup>

## 2 雑感

この問題はもはや宗教上の信念に基づいて辞退できるか否かではなく、辞退できると解した上で、ではどのような場合に辞退が許されるのかという基準論の確立こそが必要であると思われる。それを行おうというのがすでにみた諸見解であるが、裁判官が現実に適用する基準としてはそもそも一切の辞退を認めない趣旨ではないかと思つほどの厳格な基準だといえる。したがつて、より緩やかな基準を考へるべきであろう。もつとも、緩やかな基準づくりといつても、これまでの議論を参考に、憲法上の権利を侵したり、国民の多大な負担をかけるのならば辞退できるとしても、負担と感ずるかどうかなどは個々人で違つたものであり、基準を客観的にしようとするにしようとして裁判官は検討会での議論の通り悩むことになる。

現状では、裁判所は事前の辞退の申出を比較的緩やかに認めて、無理に呼び出していいとされて<sup>(36)</sup>いる。また、正当な理由なく裁判員候補者が出頭しなかつた場合でも過料を科さないという考へが裁判所内では支配的なようである。<sup>(37)</sup>本政令の運用については、裁判員法成立前から心配されていたものの、今のところ宗教上の信念に基づく辞退の申立ては直接的に問題とはなつていない。

しかし、本政令六号に関連して、地下鉄サリン事件の被害者が、事件現場で東京地裁がある霞が関を訪れることが苦痛であるのに、選任手続前に裁判所から送付された調査票などにその旨を説明する欄がなかったため結局裁判所に出頭せざるを得なくなったという事案<sup>(38)</sup>のように、本来なら同号によって辞退し得る場合でも辞退できなかったという事案も発生しており、今後とも注視しなければならぬだろう。辞退を緩やかに認めようとする裁判所の基本姿勢は支持した上で、それに基づく適用基準の速やかな確立が今後の検討課題である。なお、裁判員として参加したものの、死刑判決を出さざるを得ない状況になった場合において、宗教上の信念で死刑判決を拒んでいるようなことになれば、法に従わないで裁判するおそれがあり、「不公平な裁判をするおそれ」があるとして辞退せずとも遅かれ早かれ職務従事予定期間中に裁判員を解任される（裁判員法四一条一項七号、四三条一項）可能性がある。このような場合にまで裁判員を続けさせても刑事裁判の目的に反するおそれがあるから当然の手段といえる。

## 五、結びにかえて

以上、甚だ簡単ではあるが、宗教上の信念と裁判員制度に関するこれまでの議論の状況をみてきた。

ところで、検討会の議論にもあった通り、裁判員への就任を権利とみる見解と義務とみる見解が存在する。同じように議論になるのが参政権であるが、権利でもあり、義務であると解されている。

さて、智山伝法院の答申によれば、われわれは本宗僧侶であると同時に一市民として社会の中で生きていく存在である。そのことを踏まえた上で、自分は裁判員を権利とみるか、義務とみるか、それとも両方であるとする<sup>(39)</sup>か、そして、その裁判員という地位を拒絶できるほどの宗教上の信念があるか。それらのことを一度考えてみる

ことは裁判員に就任するか否かという問題についての判断以上に、自分という存在を僧侶として、また一市民として再考するよききっかけになるのではないだろうか。

### 補説

なお、最後に宗教上の信念に基づく裁判員就任辞退の問題とは直接関係のないほかの辞退事由について、宗教者や一般信者との関連で付言しておく。

まず、宗教儀礼との関連で裁判員法上明文化されているのが、すでに述べたように「父母の葬式への出席」の場合である（裁判員法一六条八号二）。これに代表されるような社会生活上の重要な職務であって、ほかの期日に行うことができないものにより、職務従事予定期間に裁判員の職務の遂行などが困難である場合は辞退の申立てができる。

では、例示されていない父母以外の者の葬式への出席は辞退事由となり得るのか。この点、社会生活上の重要な職務に当たるかどうかは、一律に決せられるものではなく、個別の場合ごとに本人と故人との関係の親疎などの諸般の事情を勘案して判断されると解されている。<sup>(40)</sup> 国民に過度の負担をかけないという制度の趣旨に反しないような運用が望まれる。

次に、職務従事予定期間内において、葬儀や法要などの宗教儀礼に宗教者が導師などで参加しなければならぬ場合、その宗教者は辞退の申立てができるのか。

この問題については、法務省刑事局刑事法制監理官室が、「宗教者の場合、重大な宗教儀礼があつて、その人物が参加しないと儀礼が成り立たないような立場と認められれば、辞退事由にはなるのではないか。ただし、こ

れも宗教的事由というのではなく、法律の挙げる辞退事由中の『その従事する事業における重要な用務であつて自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じる恐れがあるものがあること（裁判員法一六条八号ハ―筆者注）』に該当すると考えられる」との見解を出している。<sup>(4)</sup>

註

- (1) 三本柱のあと二つは、「国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）」と「司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）」であった。
- (2) 平成一六年五月二八日法律第六三号。
- (3) 陪審法（大正一二年四月一八日法律第五〇号）は一九二八年に施行され、一部の刑事裁判について実施されていた。しかし、一九四三年、陪審法ノ停止ニ関スル法律（昭和一八年四月一日法律第八八号）により施行停止となった。但し、廃止されてはならず、現行法ではある。
- (4) 池田修『解説裁判員法（第二版）―立法の経緯と課題』（弘文堂、二〇〇九年）五六頁。
- (5) 馬場嘉郎「『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第一六条第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令』の解説」曹時六一巻四号一一三二頁（二〇〇九年）。  
例えば、酒巻匡ほか「『座談会』裁判員制度の可能性と課題」法時七七巻四号一六頁以下（二〇〇五年）。
- (6) 例え、酒巻匡ほか「『座談会』裁判員制度の可能性と課題」法時七七巻四号一六頁以下（二〇〇五年）。
- (7) 裁判員裁判の最初の事案である東京地方裁判所の裁判員選任手続（二〇〇九年八月三日）から同年九月二八日に千葉地方裁判所で行われた裁判員選任手続までの平均出頭率は九〇％を超えるという（読売新聞二〇〇九年九月二八日）。ただし、これは後に述べるように裁判所が裁判員候補者の事前の辞退申立てに対し、その判断を緩やかに解し、辞退を比較的認めやすくしていることが一因のようである。
- (8) 池田・前掲注（4）同頁。
- (9) カトリック中央協議会の例（産経新聞二〇〇九年九月一日）。ただし、同会の一般信者については各自の判断に委ねるとしている。
- (10) 真言宗智山派「宗報」二〇〇九年五月号六頁以下。
- (11) 逆に、検察官及び被告人は、裁判員候補者について、それぞれ、四人（裁判員一人及び裁判員四人から成る合議体の場合は三人）を限度として理由を示さずに不選任の決定の請求をすることができる（裁判員法三二六条一項）。
- (12) 平成二〇年一月一七日政令第三号。

- (13) 司法制度改革審議会意見書Ⅳ第一一(2)ア。
- (14) 司法制度改革審議会意見書Ⅳ第一一(2)イ。
- (15) 第二回検討会で配布された資料②「裁判員制度・刑事検討会における当面の論点―刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入―」の項目に「3 裁判員の選任方法」とあり、「裁判員の選任方法をどのように定めるか」と記載されている (http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/kentoukai/sabamin/dai2/02.pdf)。
- (16) 検討会の議事録は下記の回をhttp://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/06sabamin.htmlで公開されているので参照されたい。
- (17) 以下、第五回検討会議事録参照。なお、検討会議事録での発言者は第一〇回まで座長以外匿名とされていた。
- (18) 以下、第六回検討会議事録参照。
- (19) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/sabamin/dai6/6siryou2.pdf。
- (20) 酒巻ほか・前掲注(6)一七頁「西村健発言」。
- (21) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/sabamin/dai3/13siryou1.pdf。
- (22) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/sabamin/dai3/13siryou1-2.pdf。
- (23) 以下、第一五回検討会議事録参照。
- (24) 以下、第二四回検討会議事録参照。
- (25) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/sabamin/dai28/28siryou1.pdf。
- (26) 第二八回ないし第三〇回の検討会議事録参照。
- (27) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/sabamin/dai31/31siryou1.pdf。
- (28) 骨格案の添付資料「骨格案の説明」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/sabamin/dai31/31siryou\_kokaku.pdf)参照。
- (29) 以下、第三一回議事録参照。
- (30) 池田・前掲注(4)五九頁。
- (31) 紙幅の都合により詳細は記載しないが、本会議での質疑も含め、ウェブ上で公開されている衆参両院の議事録を参照されたい。なお、民主党など当時の野党もこの問題を追及している。
- (32) http://www.sangin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/159/pdf/k031590671590.pdf。
- (33) 馬場・前掲注(5)一一四六頁。
- (34) 池田・前掲注(4)五九頁。
- (35) 中日日報二〇〇八年一月二九日。
- (36) 後藤昭「動き始めた裁判員裁判―法セ六六〇号六頁。毎日新聞二〇〇九年十二月三日。
- (37) 産経新聞二〇〇九年一月六日。
- (38) 田口守一「裁判員の要件―選任方法、辞退事由等を中心として―」現刑六巻五号九頁(二〇〇四年)。
- (40) 辻裕教「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の解説



(2) 曹時五九卷一二号四〇〇三頁(二〇〇七年)。  
(41) 前掲注(35)の記事による。

〈キーワード〉 裁判員制度 宗教上の信念(信教の自由) 辞退  
事由